

広島県告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町相渡字水清五七七四、五七七五の三、五七七八、五七九四の三、五八二四の二、五八八三の二、五九五〇の一、五九五四の一、五九五九、五九六〇の一、五九六〇の三、五九六三、五九六五の一、五九七〇、五九七八、六〇〇九の二、六〇一〇、字野呂五九六四の一、六〇三六の五、六〇四一、六〇四二の一、六〇五五、六〇六六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）